

子ども達の学習権保障と教職員の生活・教育活動を守るために 休校に関わるコロナ対応ダイジェスト

全滋賀教組などの動き

小中の要望：児童・生徒の健康と安全の確保、保護者負担の軽減、登校日設定・必要な児童生徒の登校(預かり)等
高校の要望：早期の学校再開、入試に向けての要望、個別登校の柔軟な判断等
特支の要望：児童生徒の受け入れへの柔軟な対応、卒業式や入学式の実施への柔軟な対応等

臨時・非常勤職員の勤務、休校措置に関わる教職員の勤務、濃厚接触者となった場合等の扱いについて要望
 児童生徒がいなくても非常勤講師の業務を可能とすることを認めさせる。

休業中の登校日設置の検討や早期の学校再開の検討の要望書を提出。小中の教組は、同時に積み残しとなる学習に関わって、児童生徒の学習保障に関わる要望書を提出。

この間、地区の教組や各学校、スマイルの会の保護者なども、子ども達のために懸命の努力が重ねられ、徐々に柔軟な対応が可能となる。

子どもと教職員のいのちと健康・安全の確保、消毒液や体温計など必要なものの確保、未指導分の授業を行う場合、児童生徒や教職員の負担が過重とならない配慮、感染症予防のためとして、教職員に危険な業務や過重な労働を強いないこと等を要望。

- 2/27(木) 安倍首相 唐突に3/2からの一斉休校を要請
八幡市教組 いち早く要望書提出
全滋賀教組 電話で県教委に拙速な対応をしないよう要望
- 2/28(金) 朝、全滋賀 要望書提出
県は首相の要請通りに3/2~24の休校を通知
全滋賀 午後3校種それぞれで要望書を提出
- 2/29(土) 首相 記者会見 具体的根拠示さず、地域で柔軟に対応を
- 3/ 2(月) 全滋賀 教職員のサービスに関する要望書提出
県 休校に伴う子の世話は特休などを通知
- 3/ 3(火) 県 非常勤のサービスについて休業中も業務可能とする通知
スマイルの会 各会派まわり特支学校の一時預かりなど要望
- 3/ 4(水) 全滋賀 サービスについて周知のFAXニュース発行
- 3/12(木) 全滋賀 要望書提出
- 3/17(火) 文科省 Q&Aで春休みの部活自粛を示す
県 春休みの登校日設定と一定の条件下での部活再開を通知
スマイルの会 要望書提出
- 3/19(木) 春休み。登校日や部活始まる
- 3/25(水) 県 学校再開準備、スクールバスに関する通知
- 3/26(木)
- 3/31(火) 全滋賀 再開に関する緊急要望書提出
- 4/ 6(月) 県 教育活動再開の通知
草津・栗東・甲賀市 休業継続を発表
- 4/ 7(火) 首相 緊急事態宣言(7都府県に)学校再開
- 4/ 8(水) 知事 県立学校に再度の休校を要請
教委 再度の休校を通知
長浜市 翌日からの休校を夜に決定、夜の内に連絡するよう強要
- 4/10までに19市町全てで休校を決定
- 4/13(月) 県立学校 再度の休校に入る
全滋賀 現場の声を県に届け続ける

国・県などの動き

3/2~3/24までの臨時休業を各校・各市町教委に通知(滋教委教総第107号)。3課長名で、部活動については禁止とし、春休みの部活については、後日連絡するとの通知。同時に職員の時差出勤を可能とする通知(滋教委教第202号)も発出。

28日午後の安倍首相記者会見：「基本的な考え方として示した。各学校、地域で柔軟にご判断いただきたい」
 29日18時の記者会見：ここでも28日同様に、一斉休校の具体的な根拠や効果は示さず。

文科省は部活の自粛を求めているが、県教委は、春季休業中一定の条件のもとでの部活動の実施を通知した。県独自の主体的判断ともとれる。

県教育長は、三日月知事からの要請を受け、感染経路が明らかでない感染者の増大など、本県における現時点での感染状況を踏まえ、県立学校について4/13~5/6迄の、再度の臨時休業の実施を通知。

再度の休校について

県は4/13~5/6の再度の臨時休業の実施を通知したが、3月の休校の時とは対応が異なってきている。全滋賀教組が要望してきた方向を取り入れ、学習権の保障の手立てとして週に1~2日程度、分散登校日を設定し、生徒の健康観察や学習状況の確認、課題の配付等を行うとした。また、特別支援学校においては学校の事情に応じて登校日の設定を可能とし、スクールバス、チャーターバスは、基本的に毎日運行するとした。感染拡大防止対策を最優先としながら、子どもたちの生活の苦難に寄り添おうとする対応もみられるようになってきている。

会計年度任用職員、臨時的任用職員のみなさん この4月から待遇が改善されました！

本年4月1日から、会計年度任用職員の職が設置されました。同時に、臨時的任用職員の待遇改善も大きくすすみました。その内容をQ&A形式でお伝えします。

会計年度任用職員の方の場合

Q1: 一般職に変わることで、サービスはどう変わりますか。
 A1: 服務の宣誓、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、等が適用されます。ただし、パートタイム勤務の場合は、信用失墜行為の禁止等の規定に抵触しない限りにおいて、営利企業への従事は認められます。

Q2: 今年度、嘱託員から会計年度任用職員に移りますか。
 A2: 従前の勤務実績に基づき能力実証により、連続して4回まで「再度の任用」が可能です。嘱託員から移行した場合は経過措置により、従前の職の更新の上限回数に達するまで、「再度の任用」を行えます。(非常勤講師には上限はありません。)

Q3: 職種毎の上限の報酬額や支給される手当はどうなりますか。
 A3: 週31時間勤務の場合、地域手当加算後の上限の報酬額は次のようになります。

従前の司書嘱託員(1

60,992円)、従前の業務嘱託員(160,992円)、障害者雇用の業務嘱託員(127,796円)。また、勤務に応じて、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当に相当する報酬が支給されます。

Q4: 期末手当が支給される要件とは何ですか。
 A4: ①基準日に在籍し、②任用期間が6箇月以上あり、③適当な勤務時間が15時間30分以上であることが要件となります。

Q5: 嘱託員であった時の年次有給休暇が残っていますが、繰り越されませんか。
 A5: 繰り越されます。

Q6: 健康保険・厚生年金保険は適用されるのですか。
 A6: 週の所定労働時間および月の所定労働日数が常勤職員の4分の3以上

Q7: 雇用保険は適用されるのですか。
 A7: ①一週間の所定労働時間が20時間以上である、②31日以上継続して雇用される見込み、③雇用保険の適用事業所に雇用されている等の条件を満たせば適用されます。

臨時的任用職員の方の場合

Q1: 任用空白がなくなると聞きました。その通りですか。
 A1: はい。臨時講師や臨時実習助手、臨時司書舎指導員、臨時養護教諭、臨時栄養教諭、臨時司書ならびに小中の臨時事務職員です。

Q2: 賞金や報酬の支払日はどう変わりますか。
 A2: 臨時講師以外の臨時的任用職員については、毎月10日に前月分の賃金が支払われています。今年度からは賃金としてではなく給与として、毎月21日にその月分の全額が支払われます。

Q3: 賞金や報酬から、給与に変わることで、受け取る金額はどのように変わりますか。
 A3: 臨時司書や小中の臨時事務職員は、賃金が月額で定められていたが、2020年度から、給料表によって、学歴・

経験によって毎年の号給が決定されます。また、扶養手当や地域手当なども正規職員と同様に支給されます。従来から給料表によって額が決まっていた臨時講師も給料表の上限が3年かけて撤廃されます。

Q4: 私傷病特休はどのように変わりますか。
 A4: 有給となる私傷病特休が30日から90日に拡大されます。妊娠に起因する疾患及び精神疾患については、180日まで有給となります。

Q5: 社会保険はどのように変わりますか。
 A5: 任用と同時に公立学校共済組合に加入し、雇用保険が不要になります。病休などの代替で、年度途中から入る臨時講師の社会保険も同様となります。なお、教職員互助会は任意加入となります。

Q3: 賞金や報酬から、給与に変わることで、受け取る金額はどのように変わりますか。
 A3: 臨時司書や小中の臨時事務職員は、賃金が月額で定められていたが、2020年度から、給料表によって、学歴・

